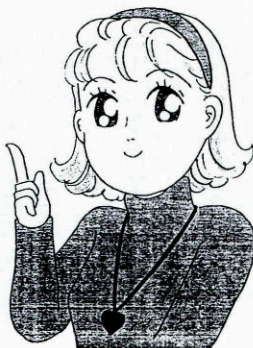


国民年金

ちょっと考えて
見ませんか



■ ちょっと考えて
みませんか ■

ご成人おめでとうございます。洋々たる将来へ旅立とうとしている若い皆さんにとって、老後などずっと先の話。でも、ちょっと考えてみませんか。小さな種が芽吹き、やがて大木に育っていくように、皆さんも年を重ね、いつか必ず老後はやってくるのですから……。

■ 国民年金とは： ■

皆さんのような現役世代が高齢世代を支え、皆さんが高齢世代となった時には現役世代に支

えられる、社会的な支え合いの制度です。



自営業・自由業などの人とその配偶者、学生は第1号被保険者と呼ばれ、月額一、七〇〇円の保険料を自分で役場に納めます。



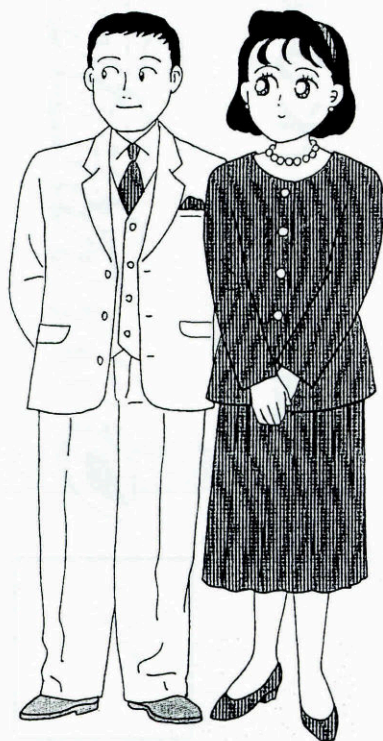
会社員などの厚生年金や共済組合の加入者は第2号被保険者。保険料は会社が保険者になって納めます。国民年金にも同時に加入していることになります。



第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者。保険料は夫(または妻)の会社が納めています。

■ 保険料を納めることが困難な人は： ■

保険料を未納のままにしておくと、年金を受けられなくなる



ことがあります。何かの理由で保険料を納められない人は、保険料の免除申請ができます。ただし、その期間の年金額は3分の1になってしまいますので、10年以内に追納するとよいでしょう。

■ 年金の価値は守られます ■

個人年金や生命保険の給付は、契約時の金額であり、物価の上昇や、生活水準の向上には対応できません。

それに比べ国民年金は、国が責任をもって運営しており、年金額も物価の変動に応じて自動的に改められます。年金の実質的価値は下がらないので、とても安心です。

■ まずは加入の手続きを!! ■
就職・退職・結婚など、人生の節目には、年金の加入種別も変わります。

将来年金をもらえるおじいちゃん、おばあちゃんになるためにも、まずは加入の手続きを!!
☆詳しくは役場民生課福祉係
☎ 4310211まで

国保コーナー

退職者医療制度

会社などを退職し、年金を受けている人は老人保健の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

加入する人

つぎにあてはまる人とその被扶養者が対象となります。
1 国保に加入している人
2 老人保健の適用を受けていない人
3 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以後10年以上である人

年金証書を受けたら届け出をします。年金の受給権が発生したら加入します。年金証書を受けたら世帯主は、14日以内に届け出を。

届け出に必要なもの



お医者さんにかかるとき

医療機関で退職者被保険者証を提示して診療を受けます。



入院時の食事代は、定額の自己負担となります。

成人おめでとう

式典案内

とき 平成8年1月3日(水)

午前10時から

ところ 農業者トレセン

- 中村 野村百合子・平田大道・山本洋和
土手 森永成美
久原 御建 努
生島 大下将史・田原友子・中野宗一郎
津雲 大谷恭弘